

議案第 10 号

令和 7 年 7 月 20 日執行清須市長選挙の選挙会と開票事務を併せて
行うことについて

令和 7 年 7 月 20 日執行清須市長選挙の選挙会と開票事務を併せて行うことについて
は下記のとおりとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 増 田 温 美

記

公職選挙法第 79 条の規定に基づき選挙会は、開票事務と併せて行うものとする。

【提案理由】

公職選挙法第 79 条（開票事務と選挙会事務との合同）「衆議院（小選挙区選出）議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合には、同法第 66 条第 1 項及び第 2 項、第 67 条、第 68 条第 1 項並びに第 68 条の 2 第 1 項及び第 4 項を除いた第 7 章の規定にかかわらず、当該選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことができる。」と規定されていることから、清須市選挙管理委員会で決定していただくものです。